

お知らせ

3月30日(土)・4月7日(日)は 市役所の一部窓口業務を行います



問い合わせ 政策秘書課企画調整担当

下記の窓口業務を臨時で行います。市役所に平日来られない人は、ぜひご利用ください。なお、3月と4月で曜日が異なりますのでご注意ください。

※他市区町村・関係機関等の窓口の関係により、取り扱いできない業務もあります。詳しい業務内容は、それぞれの担当課へ直接お問い合わせください。

日時 3月30日(土)、4月7日(日) 午前8時30分～午後5時15分

担当課	主な業務内容
市民課(1階②番窓口)	戸籍届け出(婚姻・出生・死亡など) 住所変更(転入・転居・転出など) ※続柄の確認がとれないと手続きできない場合があります。 印鑑登録 証明書(住民票の写し・戸籍証明書・印鑑登録証明書など)の交付 ※住民票の写しの広域交付はできません。 戸籍証明書の広域交付(3月30日(土)のみ) 仮ナンバーに関する手続き(在庫がなくなり次第終了) マイナンバーカードの交付(事前に電話予約した人のみ) マイナンバーカードの各種手続き パスポートの交付(3月30日(土)午前9時～午後0時30分)
保険年金課(1階③④番窓口)	国民健康保険に関する手続き、国民年金に関する手続き、 後期高齢者医療制度に関する手続き、重度心身障がい者医療費に関する手続き
子育て応援課(1階⑥番窓口)	児童手当に関する手続き、児童扶養手当に関する手続き、 特別児童扶養手当に関する手続き、子ども医療費に関する手続き、 ひとり親家庭等医療費に関する手続き
障がい福祉課(1階⑧番窓口)	障がい者福祉に関する手続き
収税課(1階⑩番窓口)	納税相談、市税の納付
税務課(1階⑫番窓口)	課税証明書・非課税証明書の交付、納税証明書の交付、 評価証明書(土地・家屋)の交付、公課証明書(土地・家屋)の交付、 固定資産課税台帳(名寄台帳)の写しの交付
学校教育課(5階)	児童生徒の転入学・転出学の受け付け、就学援助申請の受け付け

お知らせ

自転車用ヘルメットの購入を補助します



問い合わせ 危機管理課交通安全・防犯担当

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、市では、交通事故の防止を図るため、自転車用ヘルメットの購入を補助しています。自転車に乗る際にはヘルメットの着用を努めましょう。

対象 市内在住の高校生以下および65歳以上の
人

※小学生まで、中学生から高校生まで、65歳以上の人の各区分で1回ずつ補助を受けられます。

補助額 購入金額の2分の1の額(限度額2,000円)

※100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

申請方法 危機管理課や子育て総合支援センター「ぬくぬく」
に備えてある申請書に必要事項を記入し、領収書(レシート)

の写し・ヘルメットの保証書の写し・学生証の写し(高校生の
場合)を添付し、電子申請・郵送または直接担当へ

※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※保証書が無い場合は、ヘルメットの箱の写しなど自転車用ヘルメットを購入したことがわかるものを添付してください。